

別冊 2

強靱化の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

○ 住宅・建築物の耐震化等【建設課】

- 町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、「福島県耐震改修促進計画」や町内の避難状況や解体進捗を踏まえ、「双葉町耐震改修促進計画」を改訂し、住宅及び特定建築物（多数の者が利用する階数3以上床面積1,000㎡以上のもの等）の建築物の耐震化を積極的に推進する。
- 防災普及として、住宅用火災警報器設置については、全設置を推進する。

○ 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等【総務課】

- 不特定多数の方が使用する一定規模以上の建築物について、一時避難所としての機能などを備えるため、施設の耐震性や非常時の電源確保に対する取組みを進める。

○ 教育施設の耐震化等【教育総務課】

- 今から整備する町立新校は、一時避難所としての機能などを備えるため、施設の耐震性や非常時の電源確保に対する取組みを進める。
- 学校施設の今後の活用方針に基づき決定された、アーカイブ施設や民間活用の方針に伴い、必要に応じて計画的改修や利用環境を整えていく。
- 文化財保護・事故のきっかけの排除や、災害時の状況悪化を防止するため、文化財施設の情報を整理し、現況確認を継続して実施する。また、文化財そのものの保護を進めるほか、所有者に対する防火対策の意識高揚を図るため情報提供等の活動を実施する。

○ 病院施設・社会福祉施設の耐震化等【健康福祉課】

- 社会福祉施設は現時点で町内では再開していないが、自ら避難することが困難な者も多い利用者の安全を確保するとともに、災害時であっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所

としての機能を確保する必要があることから、施設の耐震性や非常時の電源確保に対する取組みを進める。

○ 児童福祉施設等の機能維持【健康福祉課】

- 現在、町内には児童福祉施設はないが、災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、児童福祉施設等の機能を維持することができるように整備を推進する。

○ 保育所・認定こども園の整備等【健康福祉課・教育総務課】

- 現在、町内には保育所・認定こども園はないが、災害が発生した場合でも、保育所・認定こども園の園児等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、保育所・認定こども園等の機能を維持することができるように整備を推進する。

○ 都市公園施設の減災対策・長寿命化、駅前広場整備等【建設課】

- 都市公園等は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、災害時における住民の避難地や火災の延焼防止、防災活動の拠点となるなど重要な役割を担う公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害に備えられるように計画的な整備を行う。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等【建設課】

- 道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る。

○ 空き家対策の推進【建設課・復興推進課】

- 「双葉町空き家対策計画」（仮称）を策定する。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、今後も引き続

き、国、県及び民間団体等が連携して総合的な空き家・既存ストック活用対策を推進する。

- 空き家バンクを設置・運営し、町内の帰還困難区域を除いた区域での居住が可能な空き家の積極的な活用を進めていく。

○ 消防広域応援体制の強化【住民生活課】

- 避難先からの出動になるため消防団活動が十分にできない状況であるが、双葉地方広域市町村圏組合消防本部との訓練を通じて、火災時等の連携強化を図る。
- 特定帰還居住区域の住民の帰還に向けて、消防水利の確保を計画的に実施し、町消防団や双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消火活動時に十分な水利を確保する。
- 引き続き、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携についても実施していく。

○ 消防団の充実・強化【住民生活課】

- 地域防災の要となる消防団の活動を徐々に東日本大震災前の形に戻していくため、町内での警戒活動等の消防団活動を活発化していく。
- 消防団員のさらなる待遇改善等を図り、若い世代の消防団員の新規入団を促進する。
- 消防団活動において、装美や資機材は必要であることから購入・更新をする。

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

○ 海岸保全施設の整備等【農業振興課】

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

○ 防災緑地・海岸防災林の整備【農業振興課】

- 海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減

効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めるとともに、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図る。

○ 河川管理施設の整備等【建設課】

- 台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラ等を活用するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

○ 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成【住民生活課】

- 津波災害警戒区域に指定されたため、津波ハザードマップの見直しを図る。津波からの避難は原則徒歩であること~~を~~を周知していくほか、県と連携し、避難行動要支援者や避難経路等の津波避難体制の整備を図る。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○ 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】

- 台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラ等を活用するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

○ 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップ作成【建設課】

- 県で策定する県管理河川の氾濫想定区域図に基づき、ハザードマップを作成し、町民へ公表周知することにより、防災減災意識向上に繋げ、難所案内標識を設置して町民を速やかに誘導する等の発災の初動対応を実施する。
- また、各関係機関が連携して洪水対策体制の整備を及び既存施設の適正管理を推進し、危機管理意識の充実を図っていく必要がある。

○ 冠水発生箇所の対策【建設課】

- 既把握箇所のみではなく、復旧事業の進捗や各事業による変化等を踏まえた現状把握を常時行い、発生時の迅速な情報伝達、避難誘導を行う。

○ 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【健康福祉課】

- 地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組みを推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく仕組みづくりを進める。
- 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、関係機関と連携して施設管理者等による主体的な取組みの促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援する。

○ 内水による浸水対策への支援【建設課】

- 復旧事業等による町内状況変化に対応できるよう、適宜現状分析を行い、ハザードマップの更新を適宜実施する。

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【住民生活課・建設課】

- 町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土砂災害ハザードマップを随時更新していく。また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

○ 地すべり防止施設の整備等【農業振興課】

- 町域には、地すべり危険箇所の指定はないが、今後とも国・県の協力を得て、地すべり発生の危険がある地域の把握に努め、地すべり発生のおそれがある地区が見つかった場合には、必要な対策を推進する。

○ 治山施設の整備等【農業振興課】

- 度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、県では溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を計画的に推進していく。

○ 砂防関係施設の維持管理【建設課】

- 100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

○ 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）【健康福祉課】

- 地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組みを推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく仕組みづくりを進める。
- 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、関係機関と連携して施設管理者等による主体的な取組みの促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援する。

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

○ 道路の除雪体制等の確保【建設課】

- 町内事業者及び建設業組合に委託し連携を取りつつ、冬季間における道路の除雪及び凍結防止作業を迅速かつ適切に行い、安全な通行を確保する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 応急給水体制の整備【住民生活課・双葉地方水道企業団】
 - ・ 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定を締結し、被災者用物資を計画的に備蓄する。
 - ・ 双葉地方水道企業団は、定期的な災害対策等マニュアルの見直しが必要であり、構成町の防災計画に沿った応急給水体制の整備を図る。

- 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）【住民生活課・双葉地方水道企業団】
 - ・ 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽管対策事業への取組みにより、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組む必要があることから、双葉地方水道企業団において、水道管（老朽管）の整備・更新計画を策定する。
 - ・ 町は、将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を双葉地方水道企業団と連携して計画的に実施する。

- 物資供給体制の充実・強化【住民生活課】
 - ・ 新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携を図り、物資供給体制を充実・強化させる。また、災害時に必要とされる物資と支援物資のミスマッチが懸念されることから、被災者からの情報収集や支援物資の要請、物資受入や配布に関するマニュアルを作成する。

- 非常用物資の備蓄【住民生活課】
 - ・ 双葉町産業交流センター内の備蓄倉庫及びコンテナ型備蓄倉庫2基を活用するとともに、在庫備蓄の管理・更新について適切な管理を行う。
 - ・ 備蓄倉庫の整備を計画的に推進し、災害時に十分な備蓄品を確保する。

- 町内への帰還住民の状況により、災害時備蓄計画を更新する。

○ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化【住民生活課】

- 国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

○ 緊急輸送路の防災・減災対策【建設課】

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備【農業振興課】

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るための農道や、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のために整備した林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点から必要な農道・林道については維持管理していく。

○ 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進【住民生活課】

- 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合であっても、速やかに電力施設等を応急復旧し、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

○ 停電時における電気自動車等の活用【総務課】

- 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用

電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深めるとともに、公用車に電気自動車等を導入し、取組の推進を図る。

○ 自助・共助の取組促進【住民生活課】

- 県の危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【住民生活課】

- 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

○ 消防広域応援体制の強化（再掲）【住民生活課】

- 避難先からの出動になるため消防団活動が十分にできない状況であるが、双葉地方広域市町村圏組合消防本部との訓練を通じて、火災時等の連携強化を図る。
- 特定帰還居住区域の住民の帰還に向けて、消防水利の確保を計画的に実施し、町消防団や双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消火活動時に十分な水利を確保する。
- 引続き、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携についても実施していく。

- **大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】**
 - 国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

- **消防防災へりの円滑な運行確保【住民生活課】**
 - 消防防災へりの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災へりの離着陸場の確保を推進する。
 - 大規模自然災害発生時などには、消防防災へりに対する出動要請と関係機関との連絡体制を確保することから、各種訓練を通じて、対応力の向上を図る。

- **消防団の充実・強化（再掲）【住民生活課】**
 - 地域防災の要となる消防団の活動を徐々に東日本大震災前の形に戻していくため、町内での警戒活動等の消防団活動を活発化していく。
 - 消防団員のさらなる待遇改善等を図り、若い世代の消防団員の新規入団を促進する。
 - 消防団活動において、装美や資機材は必要であることから購入・更新をする。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- **透析医療機関での非常時対応体制の整備【健康福祉課】**
 - 透析医療機関での非常時対応体制の整備に向け協力支援に取り組む。今後、災害時の透析医療に係る具体的な対応については、福島県災害医療マニュアル等を参考にしながら、県及び各医療機関相互の連携強化に取り組む。

○ **緊急車両等に供給する燃料の確保【総務課】**

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。
- 現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

○ **災害時医療救護所開設【健康福祉課】**

- 災害時医療救護活動マニュアルを作成するとともに、災害時医療救護所の設置に向けた受援計画を作成する。

○ **避難所内要援護者の支援【健康福祉課】**

- 社会福祉施設は、現時点で町内では再開していないが、駅西地区に複合的福祉サービス拠点を令和9年度の開所を目指し整備を進めるとともに、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

○ **ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化【健康福祉課】**

- 救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。

○ **病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）【健康福祉課】**

- 社会福祉施設は現時点で町内では再開していないが、自ら避難することが困難な者も多い利用者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保することから、施設の耐震性や非常時の電源確保に対する取組を進める。

○ **児童福祉施設等の機能維持（再掲）【健康福祉課】**

- 現在、町内には児童福祉施設はないが、災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を

継続するため、児童福祉施設等の機能を維持することができるように整備を推進する。

○ **災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持【健康福祉課】**

- 現時点では町内に社会福祉施設等が整備されていないが、令和9年中に複合的福祉サービス拠点を整備予定であり、福祉避難所としての機能の整備を図っていく。

○ **福祉避難所の充実・確保【健康福祉課】**

- 現時点では町内に福祉避難所はないため、未指定であるが、今後、令和9年中に複合的福祉サービス拠点を整備予定であり、福祉避難所としての機能の整備を図っていく。

○ **医療提供体制の再構築【健康福祉課】**

- 県立大野病院の後継となる中核病院が令和11年度に開業予定であるが、町では早期開業を要望していく。
- 社会福祉施設は、現時点で町内では再開してはいるが、駅西地区に複合的福祉サービス拠点を令和9年度の開所を目指し整備を進めるとともに、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく

○ **福祉・介護サービスの再構築【健康福祉課】**

- 県では、大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付や住まいの確保に係る支援を行うなど、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進する。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ 感染症等予防措置の推進【健康福祉課】

- 災害時において、疾病や感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供・検査実施体制の整備・感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発等に取り組み、感染症予防対策を推進していく。

○ 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【建設課】

- 下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定める下水道業務継続計画（BCP）を策定し、それに基づく訓練の実施や計画の見直し等により、対応従事者のスキルアップを図る。

○ 下水道施設の維持管理・耐震化【建設課】

- 下水道長寿命化計画を含めたストックマネジメントを策定し、下水道施設の持続的な機能を確保する。

○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進【建設課】

- 福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を活用し、下水道供用区域外（除外となった地区含む）の浄化槽設置を含む合併処理浄化槽の設置への転換を図る。

○ 一般廃棄物処理施設の災害対策【住民生活課】

- 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する。

○ 家畜伝染病対策の充実・強化【農業振興課】

- 将来的に、畜産農家の営農再開が行われることになれば、大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、初動防疫に必要な資

材の備蓄、防疫演習の実施など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、家畜防疫体制の一層の強化を図っていく。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 避難所環境の充実【住民生活課】

- 令和10年度に開校予定の町立学校に避難所機能を最優先で確保する。また、今後整備する公共施設にも同様に避難所機能を確保する。

○ 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】

- 現時点では町内に福祉避難所はないため、未指定であるが、今後、令和9年中に複合的福祉サービス拠点を整備予定であり、福祉避難所としての機能の整備を図っていく。

○ 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持（再掲）【健康福祉課】

- 現時点では町内に社会福祉施設等が整備されていないが、令和9年中に複合的福祉サービス拠点を整備予定であり、福祉避難所としての機能の整備を図っていく。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 災害対策本部機能の強化【住民生活課】

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○ 業務継続に必要な体制の整備【総務課】

- 大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を適宜改訂する。
- 今後は、通勤手段等に制限を設けた状況下における職員参集訓練の実施や、非常時優先業務の見直しなど、業務継続の実効性を高める取組みを実施していくとともに、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けたBCPを作成する。

○ 受援体制の整備【総務課】

- 引き続き、国等の関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際には、人的・物的支援を速やかに受け入れるスキームの構築を進めていく。

○ 防災拠点施設の機能確保【総務課】

- 町災害対策本部の町内における代替え施設の確保や災害業務に対応できるよう、平常時においても連携体制を強化し、防災拠点化を推進していく。

○ 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等（再掲）【総務課】

- 不特定多数の方が使用する一定規模以上の建築物について、一時避難所としての機能などを備えるため、施設の耐震性や非常時の電源確保に対する取組みを進める。

- **訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）【住民生活課】**
 - 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

- **大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】**
 - 国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

- **緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課】**
 - 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。
 - 現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

- **電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）【住民生活課】**
 - 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合であっても、速やかに電力施設等を応急復旧し、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

- **総合行政情報システムのクラウド化【総務課】**
 - 大規模自然災害等の発生時において、役場庁舎が被災した場合でも、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、移設が可能なシステムサーバー等をデータセンターへ移設し、代替施設との間を専用回線で結ぶデータセンター設置方式への変更や、クラウド方式への変更を進める。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○ 防災拠点施設の機能確保（再掲）【総務課】

- 町災害対策本部の町内における代替え施設の確保や災害業務に対応できるよう、平常時においても連携体制を強化し、防災拠点化を推進していく。

○ 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化【秘書広報課】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。
- 県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○ 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化（再掲）【秘書広報課】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。
- 県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化（再掲）【秘書広報課】
 - 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。
 - 県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

- 避難行動要支援者対策の推進【健康福祉課】
 - 令和4年8月に避難指示解除され、町民の帰還も始まったため、現時点において要支援者名簿を作成しているところであり、今後避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組む必要があり、対象者一人一人の具体的な個別計画を作成する。

- 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】
 - 現時点では町内に福祉避難所はないため、未指定であるが、今後、令和9年中に複合的福祉サービス拠点を整備予定であり、福祉避難所としての機能の整備を図っていく。

- 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）【住民生活課】
 - 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

- **雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有【建設課】**
 - 各関係機関から町内部での情報伝達方法等の確認及びシミュレーションを適宜行い、迅速な対応を実施する。

- **在留外国人に対する多言語による情報提供【秘書広報課】**
 - 在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、相談員・通訳員の配置による多言語行政サービスの提供や通訳者を含めた3者同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取組みを促進し、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。

- **自助・共助の取組促進（再掲）【住民生活課】**
 - 県の危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

- **自主防災組織等の強化【住民生活課】**
 - 地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、防災出前講座の実施を始め、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材養成のための研修会の開催や市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

- **東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進【教育総務課】**
 - 東日本大震災や原子力災害の経験を踏まえた、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、ま

た、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、防災教育を推進する。

○ **学校における災害対応行動マニュアルの作成【教育総務課】**

- 令和10年開校目標の学校再開時に県の支援等を受けながら、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるため、各学校において災害対応に係る行動マニュアル（危険等発生時対処要領）を作成する。

○ **震災・防災教訓の伝承・風化防止【教育総務課】**

- 福島県だけが経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、東日本大震災・原子力災害伝承館との連携を図りながら、伝承活動を行う。また、町独自の震災遺構、アーカイブ施設の整備のための基本計画を策定する。

○ **マイ避難の促進【住民生活課】**

- 災害から大切な人の命を守るためには、町民一人一人が防災意識を高め、ハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、日頃から避難する場所や避難のタイミングなどの適切な避難行動について、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組が重要であることから、防災出前講座や様々な広報媒体の活用等により、「マイ避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する町民の意識の向上を図る。

○ **適切な避難行動の呼びかけ【住民生活課】**

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、空振りを恐れずに避難情報を早期に発令することの徹底や多様な手段を活用した情報の伝達、より切迫感の伝わる情報発信に向けた検討など、関係機関と連携して適切な避難行動の呼び掛けに取り組む。

○ 障がい者、国内外からの旅行者への情報提供【健康福祉課】

- 障がい者が災害発生時に迅速かつ確実に情報を取得するために、障がい特性に配慮した情報提供を行うなど、情報アクセシビリティの向上を図る。災害発生時には、十分な情報がないために、国内外を問わず、旅行者が弱者になりやすく、旅行者に対してわかりやすい情報提供を行い、円滑な避難行動を促す。また、旅行者に対する情報提供や避難等行う場合には、ホテル・旅館や旅行会社等の観光事業者と連携する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

○ 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進【復興推進課】

- 町では、県や福島相双復興推進機構（官民合同チーム）と連携してBCPや事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取組みを図る。

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るための農道や、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のために整備した林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点から必要な農道・林道については維持管理していく。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等（再掲）【建設課】

- 道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る。

5-2 食料等の安定供給の停滞

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るための農道や、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のために整備した林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点から必要な農道・林道については維持管理していく。

○ 食料生産基盤の整備【農業振興課】

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、令和7年度からの営農再開によるほ場の維持管理を図るとともに、地元からの要望により農地の基盤整備による食料生産基盤の整備を実施していく。

○ 営農再開の支援【農業振興課】

- 町内に参入意向のある農業法人を新たな担い手として位置付け、当初は管理耕作に取り組みつつ、年次計画により規模拡大することで営農再開を進めていく。また、コメの出荷制限解除を目指し、試験栽培から実証栽培へのステップや試験栽培エリアを旧請戸村地区へ拡大していく。

○ **農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化【農業振興課】**

- 県において、原子力災害による影響を受けた施設に関する課題解決に向けて、施設の現状を定量的に把握するための機能診断を実施するとともに、個々の設備や部材の状態に応じた適期・適切な対策をまとめる機能保全計画を早期に策定していく。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）【住民生活課】
 - 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合であっても、速やかに電力施設等を応急復旧し、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

- 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課】
 - 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。
 - 現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

- 再生可能エネルギーの導入拡大【復興推進課】
 - 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、住宅用太陽光発電設備の導入補助などにより、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図るとともに、産業集積と地域経済の活性化を促進する。
 - 駅東地区商業施設において、太陽光発電設備の設置を検討するなど、災害に備えた設備の推進を図る。

- 停電時における電気自動車等の活用（再掲）【総務課】
 - 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深めるとともに、公用車に電気自動車等を導入し、取組の推進を図る。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）（再掲）【住民生活課・双葉地方水道企業団】
 - 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽管対策事業への取組みにより、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組む必要があることから、双葉地方水道企業団において、水道管（老朽管）の整備・更新計画を策定する。
 - 町は、将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を双葉地方水道企業団と連携して計画的に実施する。

- 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）【建設課】
 - 下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定める下水道業務継続計画（BCP）を策定し、それに基づく訓練の実施や計画の見直し等により、対応従事者のスキルアップを図る

- 下水道施設の維持管理・耐震化（再掲）【建設課】
 - 下水道長寿命化計画を含めたストックマネジメントを策定し、下水道施設の持続的な機能を確保する。

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進（再掲）【建設課】
 - 福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を活用し、下水道供用区域外（除外となった地区含む）の浄化槽設置を含む合併処理浄化槽の設置への転換を図る。

- 一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）【住民生活課】
 - 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るための農道や、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のために整備した林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点から必要な農道・林道については維持管理していく。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等（再掲）【建設課】

- 道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る。

○ 地すべり防止施設の整備等（再掲）【農業振興課】

- 町域には、地すべり危険箇所の指定はないが、今後とも国・県の協力を得て、地すべり発生の危険がある地域の把握に努め、地すべり発生のおそれがある地区が見つかった場合には、必要な対策を推進する

○ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）【住民生活課・建設課】

- 町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土

砂災害ハザードマップを随時更新していく。また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

○ 砂防関係施設の維持管理（再掲）【建設課】

- 100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

○ 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】

- 台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

○ 鉄道施設の復旧・基盤強化【復興推進課】

- 大規模災害発生時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者に駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保を引き続き求める。
- 東西自由通路等施設は、利用者の安全確保に向けて、機能拡充など駅西口や駅東口の駅前広場との一体的整備を図る必要があることから、将来的な利便性向上や災害時の防災機能の強化を図る。

○ 地域公共交通の確保【復興推進課】

- 地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、障がい者や高齢者の福祉施設・病院等への移動、サービスを受けるためにも必要であることから、二次交通の確保をするため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組む。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化（再掲）【農業振興課】
 - 県において、原子力災害による影響を受けた施設に関する課題解決に向けて、施設の現状を定量的に把握するための機能診断を実施するとともに、個々の設備や部材の状態に応じた適期・適切な対策をまとめる機能保全計画を早期に策定していく。

- 農業用ため池ハザードマップの作成等【農業振興課】
 - 農業用ため池の防災・減災対策として、ため池の浸水想定や点検・診断等の調査を進めていくこととする。ただし、多くのため池が帰還困難区域に所在しているため、ため池やその周辺の除染状況により放射線量の低減が図られたうえで実施していく。

- 海岸保全施設の整備等（再掲）【農業振興課】
 - 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

- 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】
 - 台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

- ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）【住民生活課・建設課】
 - 町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土砂災害ハザードマップを随時更新していく。また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

○ 砂防関係施設の維持管理（再掲）【建設課】

- 100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

7-2 有害物質の大規模流出・拡散

○ 有害物質の流出・拡散対策の推進【住民生活課】

- 災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排水等）の調査に取り組む。有害物質を取り扱う事業所に対し指導・啓発を実施し、有害物質の拡散・流出の事前防止対策を推進する。
- 可燃物の取り扱いは双葉地方広域市町村圏組合消防本部と連携する。

○ アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体【住民生活課】

- 平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。
- 特定復興再生拠点区域内のアスベスト使用公共施設については、速やかに国と連携し、解体撤去を進めていく。

○ PCB 廃棄物の適正処理【住民生活課】

- 災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、事業者に対する指導等を継続し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

○ 原子力発電所の安全監視【住民生活課】

- 県では、廃炉作業が進められる中、自然災害による新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」や県民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在の職員配置等により、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めている。
- 町では、ヒューマンエラーによるトラブルが多発しており、技術力の低下が目立つ状況であることから、技術の継承及び向上等教育の徹底を東京電力に改めて要望する。立地町として廃炉作業をしっかりと監視し、復興の妨げにならぬよう国及び東京電力に万全の対策を求めている。

○ 原子力防災体制の充実・強化【住民生活課】

- 国・県と連携しながら、計画の実効性の向上を図るとともに、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施し、原子力防災体制の充実・強化を図る。
- 県や関係機関との緊密な連携の下、広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施し、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進を図る。

○ 放射線モニタリング体制の充実・強化【住民生活課】

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所・中間貯蔵施設等の影響監視を行うとともに、空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップ等を活用した情報発信等に取り組む、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。

○ 放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理【住民生活課】

- 県では、特定廃棄物等を処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）について、各安全協定に基づ

き、施設の安全な運用確認のため、状況確認等を実施する。国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認等に取り組み、災害発生時においても特定廃棄物等が適正に処理される体制や立入調査を実施できる体制を確保する。

- 町で発生した廃棄物においては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国と連携し処理を行う。

○ 中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保【建設課】

- 町では、除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設で、最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する事業を進めており、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づく状況確認や環境安全委員会等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を引き続き行う。
- 災害発生時においても除去土壌等の安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、国、県、大熊町、警察、消防等の関係機関の連絡体制の確立や合同訓練を実施する。また、国に輸送路のパトロール等の強化をさらに求め、異常がある輸送路の補修・保全を図る。

○ 除染により発生した除去土壌等の適切な管理【建設課】

- 災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等から放射性物質が飛散・流出する事態を防ぐため、国と連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実を図る。

○ 放射線等に関する正しい知識の普及啓発【健康福祉課】

- 放射線による健康被害や廃炉作業を行っている原子力発電所の状況に対し、現在も町民は不安を抱いていることから、県は、県等が開催する講演会等への参加や環境創造センター（コミュタン福島）での環境学習など放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めていく。
- 町では、令和3年12月に長崎大学と連携協定を締結し、町民が安心して帰還できるよう放射能に関する知識や情報の共有、健康影響の不安に応えるリスクコミュニケーション活動に取り組むとともに、庁内に長崎大学による放射性物質の身近な疑問に答える相談窓口を開設し、専門の先生に定期的に滞在いただいて、放射線に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。

- 原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。

○ 様々な教育分野と連携した放射線教育の推進【教育総務課】

- 児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組みに目を向ける機会を通じて、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、県教育委員会等と連携し、指導内容(教科や時間)を見直しながら、全学年に対し継続して実施する。

○ 震災・防災教訓の伝承・風化防止(再掲)【教育総務課】

- 福島県だけが経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、東日本大震災・原子力災害伝承館との連携を図りながら、伝承活動を行う。また、町独自の震災遺構、アーカイブ施設の整備のための基本計画を策定する。

7-4 農地・森林の被害による国土の荒廃

○ 食料生産基盤の整備(再掲)【農業振興課】

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、令和7年度からの営農再開によるほ場の維持管理を図るとともに、地元からの要望により農地の基盤整備による食料生産基盤の整備を実施していく。

○ 地すべり防止施設の整備等(再掲)【農業振興課】

- 町域には、地すべり危険箇所の指定はないが、今後とも国・県の協力を得て、地すべり発生の危険がある地域の把握に努め、地すべり発生のおそれがある地区が見つかった場合には、必要な対策を推進する

○ **災害に強い森林の整備【農業振興課】**

- 水源かん養や山地災害防止機能等を復旧するための森林整備と放射性物資の低減化対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。

○ **農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化（再掲）【農業振興課】**

- 県において、原子力災害による影響を受けた施設に関する課題解決に向けて、施設の現状を定量的に把握するための機能診断を実施するとともに、個々の設備や部材の状態に応じた適期・適切な対策をまとめる機能保全計画を早期に策定していく。

○ **鳥獣被害防止対策の充実・強化【農業振興課】**

- 有害鳥獣の生息域が町内全域にわたっていることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。特にニホンザルの生息域が拡大しており、帰還した住民への脅威ともなっており、帰還意向のある住民の帰還意欲をそぐことにもなりかねないことから、速やかな対策を講じていく。

○ **農業・林業の担い手確保・育成【農業振興課】**

- 自然災害の発生に備え、農地を維持管理しその多面的機能が十分に発揮されるよう、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進し、速やかな営農再開や農業担い手の確保に取り組む。
- 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業担い手の確保・育成を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理計画の策定・推進【住民生活課】

- 応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針や令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、策定した県の災害廃棄物処理計画に沿って、災害廃棄物の処理体制を確保する。

○ 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化【住民生活課】

- 県では、大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係民間団体と締結している。東日本大震災や令和元年東日本台風等においては、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組むとともに、市町村が協定を円滑に活用できるように支援していく。
- 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制を 県や 双葉地方広域市町村圏組合と連携して構築するとともに、災害廃棄物のストックヤードを選定・確保する。

○ 一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）【住民生活課】

- 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】
 - 国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

- 罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化【戸籍税務課】
 - 県は、市町村における速やかな罹災証明書の発行に向けて、被災した住家の被害認定調査に係る研修会の開催等に取り組んでおり、これまで町担当職員も研修会等に出席しているところであるが、専門的な知識及び経験を有する職員数の拡大に向け、担当以外の職員においても研修会等に出席し、速やかな罹災証明書発行のための体制強化に取り組む。

- 被災建築物等の迅速な把握のための人材確保【戸籍税務課】
 - 県は、大規模地震発生時において、被災構築物の倒壊等から生ずる二次災害を防止する被災構築物応急危険度判定が速やかに行えるよう、判定士の確保や技術力の維持・向上を必要としているが、町としても専門的な知識及び経験を有する職員数の拡大に向け、各種研修会等に出席する。

- 災害時応援協定締結者との連携強化【住民生活課】
 - 協定を締結している企業と一層の連携強化を図り、日頃から協定内容や初動対応等の確認を行い、必要に応じて協定を更新し、受入体制を構築する。

- 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化【健康福祉課】
 - 県内ボランティア関係団体や社会福祉協議会等と連携・協働し、災害・復興ボランティア受入体制の構築に向け取組みを進める。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 地域コミュニティの再生・活性化【住民生活課】

- 地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、地域コミュニティの更なる再生・活性化を図る。
- 原子力災害による避難地域等については、避難地域等 12 市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等に取り組み、原子力災害によって弱体化した地域コミュニティの再生・活性化や新たな地域コミュニティの構築を図る。

○ 地域公共交通の確保（再掲）【復興推進課】

- 地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、障がい者や高齢者の福祉施設・病院等への移動、サービスを受けるためにも必要であることから、二次交通の確保をするため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組む。

○ 自助・共助の取組促進（再掲）【住民生活課】

- 県の危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。
- また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

○ 自主防災組織等の強化（再掲）【住民生活課】

- 地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、防災出前講座の実施を始め、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材養成のための研修会の開催や市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

○ 避難行動要支援者対策の推進（再掲）【健康福祉課】

- 令和4年8月に避難指示解除され、町民の帰還も始まったため、現時点において要支援者名簿を作成しているところであり、今後避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組む必要があり、対象者一人一人の具体的な個別計画を作成する。

○ 文化財の防災対策【生涯学習課】

- 保存施設改修を含め史跡全体を理解できる整備実施を最終目標とし、その根幹的計画として、保存活用計画の策定を進めている。また、清戸迫地内に所在する他の横穴墓群および清戸迫横穴との関係性が考えられる清戸迫古墳群についても調査を実施し、価値付けを行ったうえで追加指定を目指す。将来的には散策可能な公園として整備し、常時遺跡を体感できる空間を創出する。

8-4 風評等による地域経済等への甚大な影響

○ 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等【復興推進課・秘書広報課】

- 原子力災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について、県等の関係機関と連携し検討を深めていく。さらに、集客力の高いイベントの開催や県内外のイベントへの出展により情報発信を行っていく。

○ 放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所・中間貯蔵施設等の影響監視を行うとともに、空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップ等を活用した情報発信等に取り組む、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。

○ 家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）【農業振興課】

- 将来的に、畜産農家の営農再開が行われることになれば、大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、家畜防疫体制の一層の強化を図っていく。